

高速船規則

高速船規則検査要領

高速船規則
高速船規則検査要領

2023 年 第 1 回 一部改正
2023 年 第 1 回 一部改正

2023 年 6 月 30 日 規則 第 24 号／達 第 22 号
2023 年 1 月 25 日 技術委員会 審議
2023 年 6 月 26 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

高速船規則

規則

2023 年 第 1 回 一部改正

2023 年 6 月 30 日 規則 第 24 号

2023 年 1 月 25 日 技術委員会 審議

2023 年 6 月 26 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2023 年 6 月 30 日 規則 第 24 号
高速船規則の一部を改正する規則

「高速船規則」の一部を次のように改正する。

改正その 1

1 編 総則

1 章 通則

1.1 一般

1.1.8 船舶識別番号

(1)を次のように改める。

国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の貨物船には，主要船体構造材料に応じて，次により船舶識別番号を恒久的に標示しなければならない。

- (1) 鋼船又はアルミニウム合金船：鋼船規則 C 編 ~~11.241~~ 編 14.2 の規定
- (2) FRP 船：強化プラスチック船規則 1.3.8 の規定

3 編 船体構造材料及びその溶接等

4 章 アルミニウム合金材の溶接

4.2 溶接準備

4.2.1 継手詳細

-4.を次のように改める。

-4. T 継手におけるすみ肉溶接の種類及び寸法並びにその適用については、鋼船規則 C 編 ~~1 章表 C1.41 編表 12.2.1-1.~~及び表 ~~C1.5 表 12.2.1-2.~~を準用する。ただし、脚長寸法 f_{a1} は、次の算式による値以上としなければならない。

$$f_{a1} = (f - 1.5) \frac{\sigma_r}{\sigma_d} \text{ (mm)}$$

f : 鋼船規則 C 編 ~~1 章表 C1.41 編表 12.2.1-1.~~に規定する母材の厚さに応じた連続溶接又は断続溶接のすみ肉脚長 (mm)

σ_r : 使用材料の耐力で、6 編 1.2.2 の規定による。

σ_d : 使用材料の材料区分又は材料記号における O 材の耐力の規格最小値 (N/mm²)

また、鋼船規則 C 編表 ~~C1.41 編表 12.2.1-1.~~及び表 ~~C1.5 表 12.2.1-2.~~を準用する場合、同表 ~~C1.4 表 12.2.1-1.~~において適用するすみ肉溶接の種類は、F1、F2 及び F3 の 3 種類とし、かつ、同表 ~~C1.5 表 12.2.1-2.~~中における F4 を F3 と読み替えて適用すること。また、鋼船規則 C 編表 ~~C1.41 編表 12.2.1-1.~~の備考 5.の規定にかかわらず、断続溶接として並列断続溶接を適用して差し支えない。なお、並列断続溶接を適用する場合にあっても、その端部 1w 間は両側を溶接しなければならない。

4 編 一般配置に関する要件

2 章 水密隔壁の配置

2.1 水密隔壁の配置

2.1.4 倉内隔壁*

-2.を次のように改める。

-2. 前-1.の規定にかかわらず、規則 8 編 2 章が適用されない貨物船（国際航海に従事せず、かつ、航路に特別な制限のある貨物船）にあつては、鋼船規則 C 編 ~~13.1.4~~ 編 2.2.1.4 又は CS 編 13.1.4 の規定を準用して倉内隔壁を配置して差し支えない。

5 編 設計荷重

2 章 設計荷重

2.8 縦曲げモーメント

2.8.1 船体中央部における最大縦曲げモーメント

-2.を次のように改める。

-2. 前-1.に加えて、船の長さが $60m$ 以上の船舶にあつては、静水中縦曲げモーメント及び波浪縦曲げモーメントの影響を考慮し、船体中央部における最大縦曲げモーメント M は、次の算式による値以上としなければならない。

$$M_s + M_w \text{ (kN-m)}$$

M_s 及び M_w : それぞれ船の長さに応じ、鋼船規則 C 編 ~~15.2.1~~ 編 4.3.2 又は鋼船規則 CS 編 15.2.1 の規定による。

6 編 船体構造

1 章 鋼及びアルミニウム合金船の船体構造

1.3 構造に関する通則

1.3.1 を次のように改める。

1.3.1 鋼材の使用区分

船体構造部材に鋼を使用する場合，使用する鋼材の使用区分は，鋼船規則 C 編 ~~1.1.11~~ 及び ~~1.1.12~~ 編 3.2.2 の規定によらなければならない。

7 編 船体艤装及びペイント工事

2 章 倉口，機関室口及びその他の甲板口

2.2 倉口

2.2.1 を次のように改める。

2.2.1 適用

貨物用その他の倉口の構造及び閉鎖装置は，本規則に定めるものを除き，**鋼船規則 C 編 ~~20 章~~ 1 編 14.6 及び 14.7** 又は **CS 編 19 章** の規定を適用しなければならない。

附 則（改正その 1）

1. この規則は，2023 年 7 月 1 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶にあっては，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例による。
 - (1) 施行日前に建造契約が行われた船舶
 - (2) 施行前の規則に適合する船舶の同型船であって，2025 年 1 月 1 日前に建造契約が行われた船舶

1 編 総則

1 章 通則

1.1 一般

1.1.10 として次の 1 条を加える。

1.1.10 作業船

作業船にあっては、鋼船規則 O 編に規定する要件にも適合しなければならない。

附 則（改正その 2）

1. この規則は、2023 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この規則による規定を施行日前に建造契約が行われた船舶に適用することができる。

高速船規則検査要領

要
領

2023 年 第 1 回 一部改正

2023 年 6 月 30 日 達 第 22 号

2023 年 1 月 25 日 技術委員会 審議

2023 年 6 月 30 日 達 第 22 号
高速船規則検査要領の一部を改正する達

「高速船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その 1

9 編 機関

2 章 往復動内燃機関

2.1 一般

2.1.1 一般

-2.を次のように改める。

-2. 規則 9 編 2.1.1-5.にいう「本会の別に定めるところ」とは、鋼船規則 GF 編附属書 ~~1.1.3-2.3「高圧ガス燃料機関に関する検査要領」又は附属書 1.1.3-3.4「低圧ガス燃料機関に関する検査要領」~~をいう。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2023 年 6 月 30 日から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

1 編 総則

1 章 通則

1.1 一般

1.1.5 特殊な形状又は特殊な主要寸法比を有する船舶

(1)及び(2)を次のように改める。

特に大きい乾舷を有する船舶の取扱い

(1) ここで、「特に大きい乾舷を有する船舶」とは、~~鋼船規則検査要領 C 編 C1.1.3-2.(1)~~C 編 1 編 1.4.3.5に規定する船舶をいう。

(2) 特に大きい乾舷を有する船舶にあつては、**高速船規則**（以下、「規則」という。）**7 編**及び**9 編**の規定の適用にあたり、次によることができる。

(a) 規則 7 編 2 章

規則 7 編 2.1.2 に規定する「暴露甲板の位置」を定めるにあたり、仮想乾舷甲板から暴露甲板までの船側における垂直距離 (H_D) 及び**鋼船規則検査要領 V 編 V2.2.1** に規定する船楼の標準高さ (h_S) の関係に応じ、当該暴露甲板を次のように扱う。

$h_S \leq H_D < 2h_S$ のとき : 乾舷甲板直上の船楼甲板

$2h_S \leq H_D < 3h_S$ のとき : 乾舷甲板上第二層目の船楼甲板

$3h_S \leq H_D$ のとき : 乾舷甲板上第三層目以上の船楼甲板

(b) 規則 9 編 8 章

規則 9 編 8.4 で引用されている**鋼船規則 D 編 13.5.3** に規定するビルジ吸引管の内径を算定するにあたって、算式中の「 D 」を「竜骨の上面から仮想乾舷甲板までの垂直距離 (D')」(~~鋼船規則検査要領 C 編 C1.1.3-2.~~C 編 1 編 1.4.3-4.参照) に代えて適用する。

2 章 定義

2.1 一般

2.1.15 乾舷甲板

-1.を次のように改める。

-1. 規則 1 編 2.1.15-3.にいう「適切な幅」については，船舶の構造及びオペレーションを考慮したものとするとともに，少なくとも鋼船規則 C 編 ~~23.71~~ 編 14.13 に規定する歩路を確保でき，かつ，甲板部における船側外板又は水密隔壁からの幅が次に掲げる値以上のものとする。

((1)及び(2)は省略)

6 編 船体構造

3 章 座屈強度計算

3.1 通則

3.1.1 を次のように改める。

3.1.1 一般

船体構造の各部材の座屈強度を検討する場合には、~~鋼船規則検査要領 C 編 附属書 C1.1.22-2~~C 編 1 編 8.6.2「座屈強度計算に関する検査要領」によること。

附 則（改正その 2）

1. この達は、2023 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日前に建造契約が行われた船舶
 - (2) 施行前の達に適合する船舶の同型船であって、2025 年 1 月 1 日前に建造契約が行われた船舶